

田上町と新潟経営大学との連携に関する協定書

田上町（以下「甲」という。）と新潟経営大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、教育、学術、文化等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、以下の事項について、連携し、協力する。

- (1) 教育、学術研究、地域文化・産業及びまちづくりの振興に関すること。
- (2) 地域住民のスポーツと健康増進に関すること。
- (3) 自然及び環境に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、甲と乙とで構成する連携協議会を設置する。

2 連携協議会に関し必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（細目）

第5条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

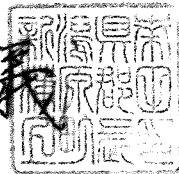
平成25年12月18日

甲 田上町大字原ヶ崎新田 3070 番地

乙 加茂市希望ヶ丘 2909 番地 2

田上町長

佐藤 邦義



新潟経営大学学長

渡辺 保



田上町と新潟経営大学との連携協議会要綱

(平成 25 年 12 月 18 日制定)

(趣旨)

第 1 この要綱は、田上町と新潟経営大学との連携に関する協定書（以下「協定書」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、田上町と新潟経営大学との連携協議会（以下「連携協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 連携協議会は、以下の事項について協議する。

- (1) 協定書第 2 条に掲げる事項において、連携・協力して行う事業に関すること。
- (2) その他田上町と新潟経営大学との連携に関すること。

(組織)

第 3 連携協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 田上町長から推薦された者 若干人
- (2) 田上町教育委員会から推薦された者 若干人
- (3) 新潟経営大学学長から推薦された者 若干人

(議長)

第 4 連携協議会に議長を置き、委員の中から互選する。

- 2 議長の任期は、1 年とする。
- 3 議長は、連携協議会を招集する。
- 4 議長に事故あるときは、議長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 連携協議会は、年 1 回定期的に開催するものとする。ただし、臨時に開催することができる。

- 2 連携協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 6 連携協議会に関する事務は、田上町においては総務課が、新潟経営大学においては事務局総務課がそれぞれ処理するものとする。

(雑則)

第 7 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。